

【労務】40 県で最低賃金を引き上げ、答申での全国加重平均額は 902 円

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和2年度の地域別最低賃金の改定額(以下「改定額」という)を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は下記のとおりです。

これは、7月22日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

【令和2年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- 最低賃金の引き上げを行ったのは40県で1円～3円の引き上げ(引き上げ額が1円は17県、2円は14県、3円は9県)
- 改定後の全国加重平均額は902円(昨年度901円)
- 最高額(1,013円)と最低額(792円)の金額差は221円(昨年度は223円)
- 最高額に対する最低額の比率は、78.2%(昨年度は78.0%)

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況				
都道府県名	ランク	改定額【円】 (※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日 (※2)
北海道	C	861 (861)	- (※3)	- (※3)
青森	D	793 (790)	3	2020年10月3日
岩手	D	793 (790)	3	2020年10月3日
宮城	C	825 (824)	1	2020年10月1日
秋田	D	792 (790)	2	2020年10月1日
山形	D	793 (790)	3	2020年10月3日
福島	D	800 (798)	2	2020年10月2日
茨城	B	851 (849)	2	2020年10月1日
栃木	B	854 (853)	1	2020年10月1日
群馬	C	837 (835)	2	2020年10月3日
埼玉	A	928 (926)	2	2020年10月1日
千葉	A	925 (923)	2	2020年10月1日
東京	A	1,013 (1013)	-	-
神奈川	A	1,012 (1011)	1	2020年10月1日
新潟	C	831 (830)	1	2020年10月1日
富山	B	849 (848)	1	2020年10月1日
石川	C	833 (832)	1	2020年10月7日
福井	C	830 (829)	1	2020年10月2日
山梨	B	838 (837)	1	2020年10月8日
長野	B	849 (848)	1	2020年10月1日
岐阜	C	852 (851)	1	2020年10月1日
静岡	B	885 (885)	-	-
愛知	A	927 (926)	1	2020年10月1日
三重	B	874 (873)	1	2020年10月1日
滋賀	B	868 (866)	2	2020年10月1日
京都	B	909 (909)	-	-
大阪	A	964 (964)	-	-
兵庫	B	900 (899)	1	2020年10月1日
奈良	C	838 (837)	1	2020年10月1日
和歌山	C	831 (830)	1	2020年10月1日
鳥取	D	792 (790)	2	2020年10月2日
島根	D	792 (790)	2	2020年10月1日
岡山	C	834 (833)	1	2020年10月1日
広島	B	871 (871)	-	-
山口	C	829 (829)	-	-
徳島	C	796 (793)	3	2020年10月3日
香川	C	820 (818)	2	2020年10月1日
愛媛	D	793 (790)	3	2020年10月3日
高知	D	792 (790)	2	2020年10月3日
福岡	C	842 (841)	1	2020年10月1日
佐賀	D	792 (790)	2	2020年10月2日
長崎	D	793 (790)	3	2020年10月3日
熊本	D	793 (790)	3	2020年10月1日
大分	D	792 (790)	2	2020年10月1日
宮崎	D	793 (790)	3	2020年10月3日
鹿児島	D	793 (790)	3	2020年10月3日
沖縄	D	792 (790)	2	2020年10月3日
全国加重平均		902 (901)	1	-

※1 括弧内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額
 ※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付
 ※3 地域別最低賃金について、現行どおりの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない。